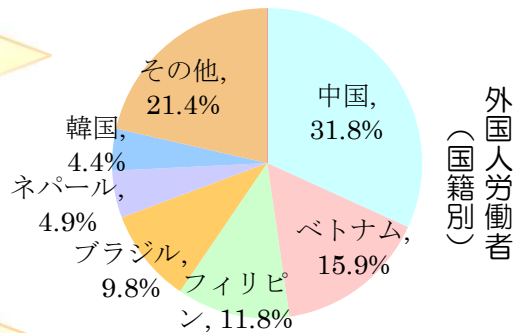


外国人労働者を雇用するには・・・

厚生労働省が発表した 2016 年 10 月末の外国人雇用状況によると、外国人労働者が初めて 100 万人を超えたとのこと。求人募集をしても労働者の確保が難しい場合、外国人労働者の雇用もひとつの選択肢となりますが、どのような点に注意しなければならないのでしょうか。

①外国人を採用する方法にはどのようなものがありますか？

- 一般的には以下のような方法があります。
- ◆ハローワークなどの公的機関を通じて求人募集
 - ◆知人、海外の取引先、大学や日本語学校からの紹介
 - ◆職業紹介事業者からの紹介
 - ◆インターネットや新聞等の有料の求人広告への掲載



②外国人を採用する際に注意しなければならないことは？

まずは、日本国内に居住する外国人を採用する場合、外国人が持っている「**在留カード**」で、①**就労が認められている在留資格**（「技能」「医療」「芸術」など）か、②**在留期間を超えていないか**、を確認しましょう。また、「在留資格」が自社で行わせる業務内容と適合しているか確認しなければなりません。

なお、以下の 4 種類の在留資格を持つ外国人は**就労制限がありません**ので、日本人と同様に就労することができます。

在留資格	該当例
永住者	法務大臣が永住を認める者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者や日本人の子として出生した者など
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者など
定住者	日系人やその配偶者、定住者の実子など



不法就労をさせたり、不法就労をあっせんしたような場合、**3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金**に処せられます。なお、**在留カードを確認していない等の過失がある場合は処罰を免れません！**

③留学生をアルバイトとして雇用する場合に気を付けることは？

原則として就労できない在留資格の場合（「留学」の他「家族滞在」など）は、「**資格外活動許可**」を受けることにより、以下の条件で就労させることができます。（在留カード裏面で確認できます。）

在留資格	1 週間のアルバイト時間	学校の夏休み等長期休業中
留 学	1 週間につき 28 時間以内	1 日につき 8 時間以内

実 務

- ◆「1 週間のアルバイト時間」を考える場合は、**どこの 7 日間を切り取っても 28 時間以内であることが必要**です。
- ◆夏休みや冬休みなどは 1 週間 28 時間という制限はありません。



「**資格外活動許可**」を受けているかはこちらで確認

④テレビや新聞などで、「技能実習」と称して雇い入れた外国人を低賃金で働かせて問題になっていますが、何が問題なのでしょうか？

「**技能実習**」とは、開発途上国等の外国人を日本で一定期間受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度です。技能実習生は、**入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、日本人と同様に労働関係法令等が適用になります**ので、最低賃金法の適用を受け、最低賃金以上の額を支払わなければなりません。

これは、他の就労可能な在留資格についても言えることです。原則として労働基準法、労働者災害補償保険法などの他、健康保険法、厚生年金保険法など社会保険諸法令の適用も受けることになります。

補 足

採用後、トラブルにならないためにも、日本語能力が十分でない外国人労働者に対しては、翻訳した労働条件通知書を交付するなどの配慮が必要になるでしょう。

《筆者：古谷野》

お 知 ら せ

研修のご案内

平成 29 年 2 月 22 日（水）15:00 より、当事務所にて、行政書士の先生をお招きして、「**外国人労働者を受け入れるには…**」というテーマで研修を行います。外国人の受け入れルートや受け入れる際の注意点などを講義して頂く予定です。先日、ご案内をお送りしておりますが、お申し込み頂いていない事業所様でご希望がありましたらご連絡ください。

自然との共生

日光の自然が大好きです。ここ 2~3 年の初詣は日光二荒山神社へ出掛けています。今年は、おみくじが大吉で、「すべてよし」と書かれていました。その事だけで気分が良くしています。もしかしたら、今年はささやかな念願が叶うかもしれませんね！



わたしのひとこと

1 月 12 日に開催された「しもつけ 21 フォーラム」、お題は「観光立国ニッポンの実現に向けた取り組み」でした。講師は日本政府観光局理事の小堀氏、昨年の訪日外国人旅行者は 2,403 万人で日本が世界で最も伸びており、食の素晴らしさが魅力の第 1 位だそうです。

また、栃木県の知名度は低いにもかかわらず、日光を訪れる観光客は着実に増加傾向とのこと。しかし、宿泊はほとんどされていないそうです。これを打開する手立てとして、飛騨の高山を例に挙げられました。小京都と言われる高山～白川郷～金沢へのルート。ここには必ず宿泊があるということです。ならば、「日光～鬼怒川～那須～会津」、「日光～群馬の世界遺産・富岡製糸場」などのルートはどうだろうか。これなら魅力も増し、宿泊してくれるかもしれない？

日光だけで帰途につかせてしまっただけでは何とももったいない。

当事務所の顧問先の某社長様もインバウンド関連で活躍されていますので、「多忙でも、なお一層頑張ってください！」とお願いしています。 鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町 2 7 5 0 - 2

TEL : 028 - 635 - 9752 FAX : 028 - 635 - 9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail : nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

